

議案第 87 号

世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 印鑑登録申請者の保証人となることができる者の範囲を改めるとともに、
規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例

世田谷区印鑑条例（昭和50年3月世田谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号中「東京都の」を削る。

第10条（見出しを含む。）中「引替交付」を「引換交付」に改める。

附 則

この条例は、令和8年11月2日から施行する。